

## 「外国人介護人材雇用支援事業」受託予定法人の選定基準

外国人介護人材雇用支援事業受託予定法人については、次の基準により選定するものとする。

### I 事業効果

#### ① 適切な事業達成目標の設定（重点項目）

提案書作成要領及び仕様書に準じた目標を設定しており、それぞれが実現可能な提案内容を掲げていること。

#### ② 外国人対象者の確保に向けた効果的な広報・アプローチ等の実施（重点項目）

外国人研修対象者の確保に向けた広報等について、募集要領に掲げた機関を通じた基本的な周知はもとより、ターゲットを設定し、効果的かつ効率的な広報等を実施すること。

#### ③ 適正な業務拠点地の設置（重点項目）

外国人が通う業務拠点地について、通いやすく、環境が整っていること。

#### ④ インターンシップ等による外国人人材の受け入れに係る体制整備（最重点項目）

外国（市・省・大学など）を選定した理由が明確であること。また、協定を結ぶにあたっての川崎市に対しての補佐を行う方法。併せて、帰国後の再入国に対しての手法が明確に示されていること。また、社会情勢等によりインターンシップの受け入れが困難な場合を想定し、技能実習や特定技能を活用した外国人人材の受け入れについても具体的な手法が示されていることが望ましい。

#### ⑤ 外国人対象者の適切な選考の実施

研修に応募する外国人を選考するにあたり、市内介護保険サービス事業所（以下、事業所と呼びます）において介護職員として定着が見込まれる者を選別するための具体的かつ効率的な選考方法・基準等が示されていること。

#### ⑥ 効果的な研修等の実施（最重点項目）

外国人向け各種研修は、就労するにあたり必要な知識、技術を身につけられる内容となっており、研修生にとって一定程度フレキシブルな受講スケジュールが設定されていること。また、メンタルケアについては、現地派遣や来所相談等を行いやすいよう創意工夫がなされていること。また、各種マニュアルの作成について、内容が精査されており、どの場面においても使用しやすくなっていること。

### II 事業基盤

#### ⑦ 事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤

応募法人の財務状況・組織等の運営基盤が、事業を円滑に実施できると認められること。

#### ⑧ 事業の適切な運営体制

本事業に従事する従業員数等の体制、事業スケジュール等が適切であること。

#### ⑨ 類似する事業の実績

類似する事業の実績（緊急雇用創出事業における地域人材育成事業等）の受託・履行実績があり、当時の各受託事業の事業目標達成度が優れていること。また、過去2年間に、コンプライアンス（法令遵守）に違反するような事由がないこと。

### III 適正実施

#### ⑩ 個人情報保護の取組

個人情報の保護に関し、提案者のプライバシーポリシーおよび具体的個人情報管理方法が適切であること。

⑪ 適切な経費の積算

経費の縮減に努めるとともに、提案された事業費の総額が、本事業の目的及び応募法人の提案内容に照らして妥当であり、適切に積算されていること。

## 評価採点の考え方

### 1 各項目と配点比率

項目	配点
I 事業効果	75点
① 適切な事業達成目標の設定（重点項目）	(10点)
② 外国人対象者の確保に向けた効果的な広報・アプローチ等の実施（重点項目）	(10点)
③ 適正な業務拠点地の設置（重点項目）	(10点)
④ インターンシップ受入れによる体制整備（最重点項目）	(20点)
⑤ 外国人の適切な選考の実施	(5点)
⑥ 効果的な研修等の実施（最重点項目）	(20点)
II 事業基盤	15点
⑦ 事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤	(5点)
⑧ 事業の適切な運営体制	(5点)
⑨ 類似する事業の実績	(5点)
III 適正実施	10点
⑩ 個人情報保護の取組	(5点)
⑪ 適切な経費の積算	(5点)
合計	100点

### 2 各配点の考え方

評価	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5点満点とするが、採点において重点項目は2倍の評価点数とする。

### 3 採点結果

#### (1) 配点

1出席委員あたり100点を持ち点とし、出席委員数×100点を総合計点とする。

なお、各委員は、評価採点で同点の場合も、各業者の順位を表示すること。

#### (2) 基準点

総合計点の60%以上の得点、かつ各出席委員の点数が50点以上とする。

#### 4 選定方法

##### (1) 応募法人が1業者のみの場合

基準点を満たした場合、受託予定者とする。

##### (2) 応募法人が複数の場合

ア 最高得点応募法人が、基準点を満たし、かつ出席委員の半数以上が1位の支持をしている場合、その応募法人を受託予定者とする。

なお、総得点が同点の場合も、出席委員の半数以上が1位の支持をしていることを要する。

イ 半数以上の出席委員の支持がない場合、各員の評価点数とは別に、各委員の評価点数に基づく順位により、次の表に従い点数を付け、当該点数の合計が最高の業者を受託予定者とする。

各委員の評価順位	2業者応募	3業者応募	4業者以上応募
1位	5点	5点	5点
2位	3点	3点	3点
3位		1点	1点
4位以下			0点